

生徒指導に関する規定

1 生活全般

種子島高校生としての誇りを持ち、高校生としての本分である学業に精励し、身体を鍛え、品性の修養に努める。以下のような生徒心得に違反すると特別指導を行うことがある。規則正しい生活を心掛け、事故や違反のないようにする。

2 登下校

- (1) 全校生徒は、始業10分前までには登校し、遅刻をしない。やむを得ず遅刻・欠席をしなければならない事態が生じた時は、速やかに連絡し、無断で遅刻・欠席がないようにする。欠席・遅刻は事前に、できるだけ早く担任に届け出る。原則として保護者による届け出をする。
- (2) 登下校時の服装は制服とする。休日の部活動等も原則として制服とする。
- (3) 登下校には、交通規則及び交通道徳を厳守する。
- (4) 原付・自転車による通学については別途規定による。
- (5) 放課後はなるべく速やかに下校する。部活動の生徒は次の時刻までに下校する。夏期は19時15分まで冬期は18時45分までに校門を出る。

3 校内規定

- (1) 校内においては、努めて静粛を保ち、他に迷惑を及ぼさないように心掛ける。
- (2) 校内の清掃美化に心掛け、すべての施設・備品・器具を愛護し、誤って破損した場合は、直ちに係職員に届け出てその指示に従う。故意、又はいたずらによる破損は全額弁償しなければならない。
- (3) 運動用具その他の校具を使用する場合は、係職員の許可を受け、使用後は必ず所定の場所に返還整頓しておく。
- (4) 授業その他諸会合、全体集合等においては、行動を機敏にし、時間厳守を励行する。
- (5) 集合の際は、特に服装容儀を整え、静粛を旨とし、私語を慎む。
- (6) 始業から放課に至る間は、勝手に校外に出てはならない。やむを得ない場合は、担任から「外出許可証」を受け、必ず携帯の上外出し、用が済んだら直ちに担任に返還する。
- (7) 昼食は所定の時間にホームルーム教室でとる。昼食以外の間食物などを持ち込み、みだりに飲食しない。
- (8) 販売部で購入する飲食品は、所定の時間・場所に限り飲食し、後始末を確実にする。
- (9) 校舎内においては所定の上履を使用し、下履との区別を厳守する。
- (10) 休日その他休業中の校舎・校具については、前日までに関係職員を通じて校長の許可を受け、所定の手続きを経て使用する。

4 校外規定

- (1) 外出の目的・距離等の事情によって、高校生としての品位を損なわない服装とする。
- (2) 外出に際しては、必ず行先・用件・帰宅予定時刻等を家人に告げ、生徒証を携行する。
- (3) 不健全な飲食店、遊戯場その他風紀上好ましくない場所には、決して立ち入ってはならない。ゲームセンター等の出入りは禁止する。カラオケボックスの出入りは19時までとし、保護者同伴の場合、22時までとする。
- (4) 夜間外出は禁止する。ただし、家庭の事情でやむを得ず外出する場合は、22時を限度とし、用事の済み次第速やかに帰宅する。
- (5) 外泊はしてはならない。やむを得ず外泊する必要がある場合は保護者同伴でなければならない。
- (6) 合宿・キャンプ・旅行(島外)等をする場合は、あらかじめ保護者の連署をもって担任・生徒指導部・教頭を経て校長の許可を受ける。ただし、キャンプの責任者は保護者に限る。

- (7) 校外の集会・各種団体（研究会等）・催し物等に参加する場合は、あらかじめ保護者の連署をもって担任・生徒指導部・教頭を経て校長の許可を受ける。
- (8) 下宿・間借・自炊を希望する場合は、あらかじめ保護者の連署をもって担任、係職員を通じて校長に届け出る。なお、異動のあった場合はその都度届け出る。

5 掲示・放送等

- (1) 学校内外で、文書・図書・図面等の掲示・配布・刊行又はアンケートをする場合は、生徒指導部を通じて校長の許可を受ける。掲示物には検印を受ける。
- (2) 校内放送を利用する場合は、あらかじめ係職員の許可を受ける。

6 アルバイト

- (1) アルバイトは長期休業中に限り、下記の条件に合致し事前に届け出た場合認める。ただし、補習等学校に登校しなければならない日は除く。その他やむを得ない場合や、条件に合致しないが家庭の事情でやむを得ずアルバイトを希望する場合には、特別審議する。
- (2) アルバイトの条件
 - ア 真面目に学業に取り組み、生活態度が良好であること（3科目以上の欠点がないこと）。
 - イ 生徒指導上の問題が、過去3ヵ月以内にないこと。
 - ウ アルバイト先が「青少年アルバイト就業規定」に違反しないこと。又、労働基準法により制限又は禁止されている業務でないこと。
 - エ 就業時間が夜間（18：00～翌朝5：00）にかからないこと。
- (3) 長期休業中にアルバイトを希望する生徒は、所定の用紙「アルバイト届」に必要事項を記入し、担任・係・教頭に提出し許可を受ける（特別審議によってアルバイトを希望する生徒は、担任・係・教頭を経て、校長に提出し許可を受ける）。
- (4) アルバイト終了後は、速やかに「アルバイト実施報告書」を担任から受け取り、必要事項を記入の上、担任へ提出すること。
- (5) 無届けでアルバイトを行った場合は、特別指導を含めて厳しく指導する。

7 制服・頭髪・携行鞆等

- (1) 指定されたスラックス型またはスカート型制服を標準とし、高校生としての品位を保つように心掛ける。
 - ① スラックス型制服（許可なく変形や補正を行わない）
 - ・冬服・・・冬スラックス、ブレザー、長袖カッターシャツ、ネクタイ、リボン
 - ・中間服・・・夏または冬スラックス、長袖カッターシャツ、ネクタイ、リボン（指定ベスト可）
 - ・夏服・・・夏スラックス、半袖シャツ
 - ・靴下・・・白色指定マークロゴ入り 日常時：白・黒・紺(ワソポイント可、ショートソックスは夏服のみ可)
 - ・学年章・・・学年色別バッジ（左ポケット上部）
 - ・靴・・・黒色革靴（白色紐付き（体育時使用）運動靴可）
 - ② スカート型制服（許可なく変形や補正を行わない）
 - ・冬服・・・冬スカート、ブレザー、長袖ブラウス、リボン、ネクタイ（指定ベスト可）
 - ・中間服・・・夏または冬スカート、長袖ブラウス、リボン、ネクタイ、指定ベスト
 - ・夏服・・・夏スカート、半袖ブラウス、夏用長袖ブラウス
 - ・靴下・・・紺色指定マークロゴ入り 日常時：白・黒・紺(ワソポイント可、ショートソックスは夏服のみ可)
 - ・学年章・・・学年色別バッジ（左ポケット上部）
 - ・靴・・・黒色革靴（白色紐付き（体育時使用）運動靴可）

③ 標準品

- ・ベルト・・・ 華美でない黒色または紺色の単色品（スラックス型制服着用時）
- ・ベスト・・・ 防寒用として指定ベスト以外を利用する場合は、華美でないものをブレザーのデザインに干渉しないように着用する。

(2) 頭髪は、清潔で端正な髪型を心がける。染色や脱色，パーマは禁止する。デザイン性や流行性の高い髪型は慎むこと。

① 男子生徒向け標準

- ・自然の状態で眉全体が隠れない，耳にかからない，襟にかからない程度までとする。
- ・もみあげや髭は，清潔感のある状態を心がける。

② 女子生徒向け標準

- ・自然の状態で眉全体が隠れない程度までとする（目にかかるものは留める）。
- ・肩を超える場合は結ぶ。
- ・髪留め用ピンやゴム（リボン）は，華美でない黒色・紺色・茶色の単色品を使用する。

(3) 携行鞆

① 指定された鞆（指定マークロゴ入りスリーウェイタイプ）とする。

② 補助鞆は，華美でないもの，リュックタイプやスポーツバッグ等の機能性を重視したものを，必要に応じて使用できる。

(4) その他

① 装飾具（ピアス，イヤリング，リング，ネックレス，ブレスレット等）は禁止する。

② 化粧品（口紅，色つきリップクリーム，マニキュア，整髪料等）は禁止する。

③ 体調不良時のクッションや座布団，防寒用膝掛けを使用する際は，華美でないものを使用する。その際は，担任（必要に応じて教科担当者）等に申し出る。

④ 防寒着（コート，ジャケット，マフラー，手袋等）は，高価・華美でないものを心がける。昇降口で脱着すること。

⑤ 規定外の服装や髪型等が必要な場合は，異装許可を得る。

⑥ 単車や自転車の通学時の服装は特に安全に留意し，必要に応じて別途指示する。

(5) 補足

上記規定における細則は，学校・生徒・保護者等代表者会で定期的に検討し，必要に応じて別途指示する。

8 所持品

(1) 学用品その他所持品には，自分の学年・学科・組・氏名を明記する。

(2) 金銭・物品を遺失し，又は盗難にあった場合は直ちに担任に届け出，又は金品を拾得した場合は直ちに週番職員に届け出てその処置に従う。

(3) 教科の学習及び部活動等で必要でない物は持ってきてはいけない。

(4) 生徒は，不用の貴重品及び風紀を乱す恐れのあるもの，その他危険物等を携帯してはならない。

(5) 携帯電話の校内への持ち込みは禁止する。特別な理由で持ち込む場合は，「携帯電話持込許可願」を提出し許可を受ける。この場合でも，校内での使用は禁止する。

(6) 生徒相互に，金銭・物品の貸借は慎み，交換・売買はしてはならない。

(7) 他人の物品を無断借用してはならない。